

平成 2 1 年度第 2 回
多摩市町界町名地番整理審議会

(平成 2 1 年 1 0 月 7 日)

第 1 議事日程

第 1 議題

第 1 既存区域の町名地番整理について

- ① 地域説明会のまとめについて
- ② 部分答申案について

第 2 その他

事務局長

皆さん、こんにちは。予定した時間を若干過ぎましたが、ただいまから、平成21年度第2回多摩市町界町名地番整理審議会を始めさせていただきますと思います。本日、大変、台風が近づいているということで、足元の悪いところ、ご出席いただきましてありがとうございます。もう随分前に、数カ月前ということになってまいりましたが、6月28日と7月5日、2週間にわたりまして開催をさせていただきました地域説明会につきましては、会長をはじめ、委員の皆様にはお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。また、梅雨が明けたか、明けないかという時期だったわけでありませうけれども、大変暑い時期でありまして、そういった方もそういった時期でございましたけれども、参加者の方も46名の方がご参加いただきました。本日は、その説明会以降、初めての審議会ということですので、よろしく願い申し上げます。

続いて、1点、委員さんの異動がございましたので、ご報告をさせていただきますと思います。多摩消防署の谷委員さんが10月1日付で異動されまして、新たに同日、10月1日付でございますけれども、中村委員さんが着任されていらっしゃいます。後ほどごあいさついただきたいと思いますが、辞令を、本来でしたら市長のほうから直接お渡しする形で行うところでございますけれども、限られた時間でございませうので、恐縮ですが、机の上に置かせていただくということでご了解いただきたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

では、中村委員さん、いらっしゃいますので、ごあいさつをお願い申し上げます。

〇〇委員

10月1日より、多摩消防署の警防課長に着任いたしました、中村です。よろしく願いいたします。地元の皆様には、非常に密接に、消防行政とかかわっていただいておりますので。また、きのうもちょうど、私、和田のほうに、火災出場ということで行ってきたばかりで。またこの会議にというのもまた縁なものでございますが、少しでもお力になればと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

事務局長

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以降、審議会の進行につきましては、太郎良会長のほうからお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長

では、始めさせていただきます。皆さん、こんにちは。お久しぶりでございます。地域説明会では、皆さんお忙しい中、ご出席ありがとうございます。いろいろな方のご意見というのを直接伺う機会ができて、よかったんじゃないかなと思っております。本日は、この地域説明会の意見などを踏まえて、部分答申の取りまとめということで議論いただきたいと思っております。いろいろな面で、ご協力よろしくお願いいたします。

では、次です。ただいまの出席委員は9名です。今日の欠席は黒澤委員さん、芥川委員さん、小磯委員さん、3名の方の欠席だそうです。

事務局長

北村さんも、4名。

会長

北村さん、4名ですね。失礼いたしました。

条例第9条による会議の成立は、過半数の出席であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成21年度第2回多摩市町界町名地番整理審議会を開会いたします。

それでは、本日の審議会につきましては、個人の利害に関する内容も特にないと思われまますので、公開いたします。傍聴者につきましては、先着順で10名以内とさせていただきます。事務局、お願いいたします。

事務局

いらっしゃいます。

会長

はい、お願いいたします。

では、進めさせていただきます。本日の日程は、皆さんのお手元にお配りいたしました次第に沿って、進めさせていただきます。

それでは、議題1の既存区域の町名地番整理についてを議題といたします。議題となっております、既存区域の町名地番整理に関しましては、前回までの審議及び和田地区の町名地番整理に関する地域説明会での意見を踏まえ、本日は、和田地区の丁目割について、部分答申を確定していきたいと考えております。まず最初に、事務局より、次第の1、和田地区の町名地番整理に関する地域説明会のまとめについて、ご報告をお願いいたします。

それでは、事務局のほうでということで、資料1の、和田地区の町名地番整理に関する地域説明会のまとめについて、報告させていただきます。お手元のほうに資料1ありますので、それを見ながらということで説明させていただきます。

4つの項目に分けて整理させていただいております。1として開催状況です。1回目です、6月28日、日曜日になりますけれども、午前10時から11時45分ということで、場所が総合体育館の第1会議室で説明会を行いました。参加者の人数なんですけれども、市民が30名、委員の皆さんが9名ということで、ご参加いただきました。第2回目が、7月5日、日曜日です。午前10時から11時半ということで、和田中学校の体育館になります。このときが、市民が16名、委員さんが6名の参加になります。これが開催状況になります。

2番目の、主な質疑や意見でございます。まず、6月28日です。その中での意見では、資料として出された地図がわかりにくい。また、意見ですけれども、道路や河川が経済活動に影響するのは明らかだ。江戸時代を引きずるのではなく、孫子の時代を考えるべきだという意見です。また、飛び地の整理が必要、そのめどについてどう考えているのかという意見。あと、個人でやらなければならない手続など、その手間暇と経費が問題だということで、地番整理後の手続についてのご質問。住所の変更自体に反対であるということで、変える必要がないんじゃないかというご意見。できることから整理していくということだが、優先順位から考えると、飛び地の整理のほうが優先度が高いんじゃないかというご意見。今回の部分答申が実施されるのに3年かかるのならば、未整理地区の整理は、さらに10年も20年もかかってしまう。後回しにしているだけだということ、これは早くやってもらいたいというご意見だと思います。現在住んでいる和田地区の地名が、突然、東寺方になるようなことは、感情的に受け入れられないというご意見。次になりますけれども、7月5日の説明会での質疑、意見です。わかりにくい地番の整理というが、30年前と今とでは時代が違う。現在、不便を感じていないので、無駄なことはやめてほしいというご意見。町名地番を整理

することによって、祭礼の実施などのコミュニティ活動を分断しないようにすべきだ。多摩市に転入して5年になるが、確かに郵便の誤配はある。3年も先ではなくて、早く整理してほしい。実施の賛否については、住民投票をしたらどうか。これもご意見です。次に、審議会の下部組織を設けて地元の意見を調整したらどうか、これもご意見になりますけれども、こういったご意見がありました。これが、非常に大まかにまとめましたけれども、説明会での、集まられた市民の皆さんからのご意見、ご質問等ございました。

その後なんですけれども、地域説明会を開催した以降の状況なんですけれども。関係自治会長あてに、地域説明会の配布資料、議事概要を送付しましたが、8月いっぱいまでに意見、質疑等を受け付けますよという話をさせていただきました。けれども、自治会として意見、要望は出てきておりません。これがまず1点です。

それと、和田百草住宅自治会長に確認したんですけれども、これは、例の百草団地のところの東側にある戸建住宅のところですか。そこで自治会があるんですけれども、これは和田百草住宅自治会ですか。そこが、団地側に入るか、旧既存のところに入るかというところが1つ、どちらでも大丈夫ですよという話があって、それを確認させていただきました。そして、会員対象にアンケートを行ったんですけども、特に意見はなかったということで、今回はお示ししたとおりの町界の、丁目の割で答申をさせていただければと思っております。その意見がなかったということ踏まえてということになります。

あと、7月5日の説明会に参加した方が来庁して、今の町名、地番に愛着があるので、変更しないでほしいという再度の申し入れがございました。具体的には、そのときも意見を言っていたんですけれども、改めて、またこちらへ来て、非常に、今の地番は自分は気に入っているんだ。ぜひ、私のいる間は、その地番でお願いしますということなんですけれども、今回の地区からの、要するに変更する地区からの対象ではないですねという話をさせていただきまして、それはそれで納得して帰られたということです。

また、和田に在住の方から電話があつて、和田何丁目になるというのはいいいんだけど、和田が東寺方に変更になるのは受け入れられないという意見がございました。これは、今回の該当区域外の方になります。

これからの方向性、ここでまとめちゃっておりますけれども、これは、とりあえずまとめさせていただいたということで。今回の部分答申の考え方について、説明会を通して、地元住民には一定の理解が得られたということで判断して、部分答申を、今回の答申につなげてみてもよろしいのではないかとということで、まとめさせていただきました。これについて、また会長のもとで意見等を聞かせていただければ、それはそれで、よろしく願いいたします。

以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局から今、報告がありました地域説明会について、ご意見とかご質問とかありましたら受け付けますが、いかがでしょうか。皆さん、そのとき参加してらっしゃるので、大体、このまとめで、特に。この大事なポイントが落ちてるとかということはないと思うんですけど。よろしいですか。

では、進めさせていただきます。続いて、部分答申の案について、もう一度、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料2になります。部分答申案ということで、お手元のほうに、5、6ページあるかと思しますので、それについて説明させていただきます。訂正も含めての説明になりますけれども、よろしくお願いいたします。

答申の案そのものは、この1ページにあるものが答申そのものの具体的な内容になります。日付があつて、多摩市長、渡辺幸子殿、あて先です。ね。会長、太郎良会長からの、代表者ということでの部分答申になります。中身は、昭和55年5月19日付55多総庶発第67号において諮問のあった標記の件について、標記の件というのは、既存区域の町名地番整理について（部分答申）です。過去においてそれぞれ結論に至った区域の部分答申を行ってきましたが、今般、和田地区の一部について、

多摩市町界町名地番整理基準や公平普遍の立場から地元要望、意見等を踏まえ慎重に審議し、結論に至った区域について下記のとおり答申します。なお、決定に至らなかった区域については、引き続き審議していくものです。記、です。1が町名、和田です。2、丁目界、別図のとおりということで、これは図面で示す。3、丁目です。ここがちょっと間違いがございまして、すみません。一丁目、次に二丁目とありますけれど、これは二丁目は外れていますので、これは四です。一丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、これが答申の内容になります。審議経緯等ということで、別紙のとおり。審議経過について、添付させていただくということ。

1枚めくっていただくと図面がありまして、丁目界の図面がございまして。野猿街道の北側になりますけれども、それと和田中学校の和田中学通りから西側、ここを境にして、町名地番変更をする。まさに部分的になりますけれども、部分答申になります。

別紙です。別紙というのは、審議経緯です。別紙の1ページです。ページとしては、地図の次のところですが、そこを説明させていただきます。

これは、項目的には3つの項目に整理してまとめております。1として、これまでの和田・東寺方・落川・百草等地区にかかる審議経緯ということ。これは1つ、平成14年まではほんとうに大ざっぱなくくりでいいのかなど。平成14年からは、今の形の継続ということで、審議を開催しております。平成14年までの概略をここで述べさせていただきます。

1) 昭和58年～59年です。中身になりますので、読ませていただきます。当該地区の諮問で示された町界は、野猿街道と雨田川並びに道路等となっており、和田地区は三分割するものである。審議会において鋭意議論を進めたが、地元意見の重要性に鑑み、和田、東寺方に地区委員会を設置し、それぞれ審議を経て町界町名等について報告を受けた。これも後で、諮問のところの、諮問文を見ると、町界については三分割されているもので諮問されております。それと、昭和58年、59年で

は、地区委員会を、和田、東寺方にそれぞれ設けて審議をしているという事です。

2) 昭和61年～平成3年。地区委員会の報告について、市議会内で意見の確認及び調整を進めたが、町界の合意形成には至らなかったという事で、和田が3つに分かれているというところのもの、地区委員会での報告になっておりますけれども、審議会では、合意には至らなかったという中身になっています。

3) です、平成7年～平成10年。その後、都市計画道路（都道3-4-19号線）という事で、乞田の五叉路から二小につながる道です。具体的な線形が見えてきたこともあり、先に整備した町界町名地番整理基準に基づき、平成7年には、町界を野猿街道と都道3-4-19号線とし、町名を和田、東寺方とすることで審議会での意見の一致をみたという事です。しかし、答申とするには地区委員会報告との相違等があることにより、引き続き検討することとした。平成8年5月の審議会で、共通理解案を地元へ提示する方向性とし、提示方法は会長・副会長に一任されたが、地元提示までには至ることができなかった。平成10年に東寺方一丁目を区画整理の実施に合わせて部分答申した。

4) 平成14年～。審議会はしばらくの空白期間を経て平成14年2月から再開されたという事です。14年の再開前の重立った流れというか、審議の流れについて、ここで概要をまとめさせていただいております。

次に、地域からの要望及び地域説明会でまとめております。平成14年以降、地域から提出を受けた主な要望書等及び市または審議会が行った関連の説明会は次のとおりである。1) として、主な要望書等です。平成14年11月27日は、落川の存続要望です。地名、「落川を残してほしいと願う住民有志」です。平成15年5月10日、町名地番整理実施時の町界を「雨田川」としてほしいという要望書です。3-4-19号線のところを雨田川にということだと思えます。東寺方自治会。ウです。平成16年1月13日、百草の存続要望。これは地名、百草を存続してもらいたいという要望。百草在住者からです。エ、平成18年1

月17日、町界案の提案がございました。これは、東寺方案です。有志です。オです。平成18年10月27日、町界の変更についての要望ということで、野猿街道側の町界案が、並木自治会案ということで、並木自治会から出ています。これが主な要望等の経緯です。

説明会の関係ですけれども、5回ということで、アは、平成14年10月26日に、東寺方自治会に対して、審議会の現状説明を行っております。平成16年5月22日、和田並木自治会に審議会の現状、共通理解案の説明をしております。ウ、平成18年1月17日と18日、東寺方自治会、和田並木自治会、和田・東寺方等町界（検討案）に対する意見を伺う会ということで、説明会を設けています。エ、平成19年8月25日と26日、東寺方自治会と多摩市百草自治会に対して、雨田川流域の町名・町界に関する説明会を開いております。カ、平成21年6月28日と7月5日、さきの説明会です。和田地区の町名地番整理に関する地域説明会の開催。以上のような、地元要望書等や説明会での意見等を踏まえ、また詳細にわたる現地視察も実施し、審議に当たった。

3として、今回の部分答申についての審議経過を述べさせていただいているということで。今回、部分答申になった経緯を、やはりどこか、示しておく必要があるだろうということで、書かせていただいております。3つに分かれています。1) 町名の整理について。百草・落川の町名については、町名存続の地元要望を思慮しつつも、町を形成するには面積的に狭い、隣接市に同様の地名が存在するなどの理由により、和田、東寺方への編入を提案した。町界案を含めた地域説明会を開催する中で、おおむねの理解を得られた地区もあったが、他地区では全体的な理解までには至っていない状況である。

2) 和田・東寺方の町界について。当街地区における自治会等の昔からのつながりや住み慣れた町名への愛着心などがある中で、可能な限り地域の要望に沿った町界（東寺方案、並木自治会案）を考慮しつつ、先に整備した町界町名地番整理基準に照らし審議を行った。雨田川流域側は一定の方向性を見出す一方、野猿街道側については、一部不変的な地形地物のない地区や狭隘な道路等が町界となることへの課題があり、町

界の代替案等も地元を示しながら慎重な審議を重ねてきたが、今後の開発等による土地の変化、また町名地番整理の主たる目的であるわかりやすさの面からも、将来にわたり課題を残すことになるかと判断し、一定の結論には至ることができなかった。

3) ということで、今回の対応。本審議会における議論では、町界を野猿街道と都道3-4-19号線とするという共通理解案は市民等へのわかりやすさ等から、理想形となり得るが、一方でこれまでの地域コミュニティを分断しないという地域要望は尊重すべきとの考えもあり、前述のとおり審議会として意見の一致は見なかった。課題の中心は、和田と東寺方との町界にかかる線引きをどう引くかとする一定のエリアであり、そのエリアを除いて丁目を設定することは可能である。したがって、これまで長期にわたり審議を続けてきたが、現に町名地番整理が進んでいないことにより地域の方々への不便さが解消出来ていないことや、和田・東寺方の町界を含む地区についてはさらに時間をかけた審議が必要と判断することから、今回、整理可能地域から順次、実施していくとの方針に達したところである。よって、本部分答申は野猿街道と和田中学通りを一定の基準として捉えるもので、残る和田・東寺方の町界を含む地区については、今後の開発状況や地域住民の考え方を考慮し、時期を待ち引き続き検討していくこととした、とまとめさせていただいております。答申書の形として、あと、審議会の名簿と、できますれば開催の、審議会をいつ開催して、どういう議題で開催したというものをつけさせていただく。審議会の開催状況となりますけれども、そういったものをつけさせていただくという形になるかと思えます。

以上です。

会長 ありがとうございます。今の説明についてとか、この答申案について、ご意見がありましたら伺わせていただきたいんですが。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

〇〇委員 確認なんです。部分答申で、和田四丁目になるところの、現在、和田三丁目、都の集合住宅、そこは東京都の話し合いがあるということですが、その後、どうなったかというのを伺いたいのですけれど、

ど。

事務局 よろしいですか。

会長 はい。

事務局 今回の地図を見ていただければいいのかなと思いますけれども、答申書の別図になりますけれども。四丁目のところですね。和田中学通りを、愛宕からの道路に突き当たった部分で、東京都の都営住宅が2棟あるところなんです。ここの部分について、前にも説明したかもしれませんが、東京都のほうとしては、例はなくはないということなので、地域住民が合意を得ればできないことはないということを都庁に行って、確認をさせていただきました。今回、これは何か打診があるかということなんですけれども、特に来てないんです。ここのところを、さらに個別に調整をしていくというのも1つあるんですけれども、できる、できないという具体的な中身に入る前に、審議会としての考え方で答申していくべき部分なので、答申をいただいた後に、ここのところに具体的に説明していくという考え方で整理したほうがいいのかなど。要するに、具体的などころまで詰めていって、この審議会に持ってくるやり方がどうなのかと思いましたので、とりあえず、個別に当たるといことがしていないんです。答申をもらった後に、個別に当たっていくと考えております。

〇〇委員 わかりました。

会長 あと何か、ご意見ありますか。この答申案の、部分的な表現の仕方とか、こういうところは注意したほうがいいとかというような、記載方法についてでも結構ですけれども。

事務局 1点だけいいですか。

会長 はい、どうぞ。

事務局 事務局のほうでこういうことを言うのは、このところであれなんですけど、2ページ目のところに、一番下の行ですけれども、「野猿街道側については、一部不変的な地形地物のない地区」という表現になって、これはたしか、前々、前の審議会で、非常にわかりにくいよねという話を言われてて、例えば「道路、河川等の公共的施設」みたいな言い方にしたほうがいいんじゃないのと、たしか言われていました。そのこのとこ

ろは、そう変えさせていただいたほうがいいのかなと思ってます。これは、審議会の中でそういう話が出ましたので。すみません。

会長 はい、どうぞ。

〇〇委員 すみません、答申案のほうではないんですが、さっきの経過、地域説明会のまとめの中で、1ページなんです。7月5日の部分で、一番最後なんですけれども、審議会の下部組織を設けて地元の意見を調整したらどうかとありますよね。下部組織という話が出ましたが、私、ちょっと聞き漏らしたんですが、私は、ただ、審議会を拡大したほうがいいんじゃないかというニュアンスに聞いたんですけど、下部組織とはっきり出てるんですか。

事務局 よろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

事務局 私も、もちろん説明する側にいたので、確かに下部組織と、私は受けとめました。

〇〇委員 ああ、そうですか。

事務局 いわゆる、地区委員会みたいなものですよ。そういったものみたいなものをつけて、そこでもんだらどうなんだと受けとめたんで。

〇〇委員 その辺は、ちょっとわからないものですから。

事務局 そのときに、今後の、今、進んでいないところについて、今後はそういう考え方もできるかもしれませんねということで、答えたような記憶があります。

〇〇委員 ああ、そうですか。大して支障はないんですけど、私のメモだと、審議会のメンバーが14名だと。それで、5,000世帯以上対象があるんだから、審議会を拡大するべきだ。要するに、もう少し広く意見を。審議会そのものを拡大すべきと受け取っていたもんですから、審議会の下に下部組織を設けるとは聞かなかったもんですから。でも、下部組織という話が出るとすれば、もう私の記憶間違いですから。大した話じゃないですから、いいですけど。

事務局長 議事録とったでしょう。

事務局 とってます。議事録とってますので、それは確認すれば。

〇〇委員 結構です。影響はないですから。

会長 下部組織という単語はあったようですね。

〇〇委員 そうですか。審議会という。

会長 言葉が何か。下部組織をつくれないうことをおっしゃったように私の。

〇〇委員 そうですか。じゃあ、間違いないと思いますから。どうぞ、構いません。

事務局 ありますね。もう少し、下部組織をつくったりというのはできないのですかと。

〇〇委員 ああ、そうですか。

事務局 議事録の中にありますので。

〇〇委員 はい、わかりました。

会長 あと、いかがですか。〇〇委員さん、いかがでしょう。答申案。気になるところでも。

〇〇委員 よろしいですか、1つ。

会長 はい、どうぞ。

〇〇委員 別紙の3ページの一番最後の「残る、和田・東寺方の町界を含む地区については、今後の開発状況や地域住民の考え方を考慮し、時期を待ち引き続き検討していくこと」となったんですけども、特に、和田の説明会では、強烈な意見として、なぜこんなに長期間かかってきたのかという意見が相当出ていました。ですから、この表現の仕方では、ちょっとまたよくわからないんで、最終的な答申目標を、ある時期を、目標を定めて記述したらどうかと。何年までと言いくかかったら、数年先とか。何しろ、そういう、開発状況を除けば、私が感じることで今まで審議したことで、おそらく延ばしたからって変更内容は出てこないと思うんです。だから、そういう意味で、開発状況を市がどの程度とらえているかにもよるんですけども、できたら、タイムリミットをここで表現しておいたらどうかと。私はそう思いますんで。

会長 いかがでしょう。なかなかあれですよ。やっておくといいなと思うんですけど、お約束するのはなかなか苦しい面もありますよね。今まで

の状況が。

〇〇委員　でも、これ、あえて入れるとすれば、時期を待つというのを、早期に成案を得べく、引き続き検討していくことにするとか、そういう努力目標的な、なかなか何年というのは。2年後、3年後、数年間。

会長　まあ、あれですよ、早く変えてほしいという方も確かに大勢いらっしゃるから、早めに結論を出さなきゃいけないとは思いますが。今回、答申を出したのが、実施されるまでにもまだ数年かかっちゃうとなると、その結果で、地域の方の盛り上がりを見ると、またさらに長くなっちゃうというのを明確に出しちゃおうという、これも、そんなに先かという感じもするかもしれないです。難しい話ですね。いかがですか。何かご意見があれば。確かに早くやらなきゃいけないというのは、地域の方たちの要望は、早くやってほしいというのは確かに強かったことは強かった。ここの表現を少し、迅速にやるというこちら側の気持ちを表現するように工夫していただく形でいいですか、事務局。

事務局　わかりました。時期を待つというと、どこまで待つんだということもあるんでしょから、やはり早期にというところを、早期答申に向けてみたいところでしょうね。

会長　つくったのを、またちょっと見ていただいて考えるということでもいいかと思いますが。

いかがでしょうか、ほかにご意見。はい、どうぞ、〇〇さん。

〇〇委員　答申に盛り込むということじゃないんですけど。説明会の中でも、今度は答申をする、具体化するであろう地域の、それが3年ぐらいかかってくる。そのこと自体を、もっと早くという要望がありましたよね。こんなにかかるのかと。そういう意味では、せっかく成案を得た、その部分について早くやってやるのが、実施することが、残った地域についてのインパクトになっていくわけだから、希望としては答申後の手続をなるべく早くやっていただいて、具体化をしていただきたいという気はします。ただ、それを答申に盛り込むという意味じゃなくて。一委員としてはそう思います。

会長　はい、どうぞ。

事務局

実はこれまで、町名地番の変更した経過、連光寺とか、関戸、一ノ宮とやってきておるんですけども、そこを携った業者さんと呼んで、スケジュールの確認をさせていただいたんですけども、今回、一丁目から八丁目、二、三は抜きますけれども、これだけのエリアと、これだけの世帯をやると、逆に1年ではかなりきついんじゃないかと言われました。やり方としては、2年間に分けたほうが絶対にいいだろう。要するに、住民に対する説明もあるし、庁内、関係機関との中で、今の地番を一遍に、ある時期にポンと変えるということは、かなり作業的にはハードな作業になりますよと。全部データが、要するに、電子データになっているということもあるし。そういうことを考えると、2カ年に分けたほうが、今までの経過を踏まえると、そのほうがいいんじゃないのというアドバイスを受けました。となると、もっと長くなっちゃうということにもなってしまうんですけども。できるだけ速やかにやりたいというのが、もちろん事務局の意向なんですけれども、何せ、データについては、住民、市民課とか課税課、あとは保険の関係もあるでしょうし、そこにかなり多くのデータがあって、それを一遍に変えなくちゃならないというところからすると、やはり十分な調整は必要なのかなと思っております。当初予算、間に合わなければ補正予算案で組んで、なるべく早くということも1つ、やり方としてはあるのかなと思いますけれども。ちょっといろいろ、これから、なるべく速やかにするために考えていきたいと思えます。

会長

そのほか、何かご意見、おありですか。大体、この形式でよろしいですか。

事務局長

会長、1点だけよろしいですか。

会長

どうぞ。

事務局長

〇〇委員さんから、今、ご発言があった件なんですけど、実施の時期を早めるべきだと。市民の方からもそういうご意見をいただいていますんで。先ほど、事務局のほうからお答え申し上げましたように、物理的にはかなりハードなところがあるんですけども、私ども、せっかく答申いただくんですから、やはり早くやらなきゃいけない。これは我々の仕

事として、やらなきゃいけない仕事になってまいりますんで。それを、こんな言い方でよろしいかどうかわからないんですけども、できたら答申の中に書いていただけたらすると、私どもは予算獲得だとか、そういう意味ではありがたいかなという感じはしております。答申にもそういうものはご意見いただいているわけで、市民の方からもそういうご意見をいただいて、審議会からもいただいておりますんで、財政部局あるいは議会対応なんかに向けても、話がしやすい部分があるかと思っております。ひとつ、ご検討いただけたらありがたいと今、感じたところなんですけど。

会長 今のご提案いただいたことに対して、何かご意見ありますか。

〇〇委員 物理的に不可能なことをやってくださいと言っているわけじゃなくて、物理的に可能な範囲で、できるだけ早く実施してくださいというニュアンスで、それが事務の体制のほうを進めるのであれば、そういうことを一言、どういう文面にするかと、あってもいいのかなという気はいたしますけど。

会長 地域の方も早くやりたいというご希望の方もかなり強くて。今回の区域に入ってなかったんで、がっかりされた方も大分いらっしゃったようでしたから。

あとはいかがでしょう。これを整理していただいたという形でもよろしいですか。特にご意見がなければ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会長 そうすると、今度整理した、一応、今、何点か出ましたんで、それを事務局のほうで整理していただくとして、それはどういう形にしましょうか。整理していただいたのを、皆さんのところにお送りして、確認していただいて、それなりのご了解をいただいて、もうこれを早く出してしまえますか。それとも、まとまったところで、もう一度、ご足労いただいて、審議会を開催して確認したほうがよろしいですか。はい、どうぞ。

〇〇委員 これを早く進めるには、いつまでに何を、市長にいつまでに届けると、今年のどうなるというのは、やっぱり早ければ早いほどということですよ。

か。

事務局　　そうですね。延ばす理由がないですから。例えば、ここまでまとまって、なぜ延ばすんだという話になってしまいますし、また、議会報告についても、今出れば12月議会にもっていけるか、報告はできるかと思えますし。特に、意見がいろいろ出ちゃって、非常にまとまりが、やはりもう一回やらないとまとまらないだろうということならば、それなりの意味があると思うんですけど。大方、いいんじゃないのということならば、もう早く、次の段階に、ステップへ進んだほうがいいのかなどは、事務局としては思いますけれども。

〇〇委員　　いいんじゃないの。

〇〇委員　　うん、うん。

会長　　よろしいですか。じゃあ。

〇〇委員　　まとめは、だから、正副会長さんのほうにお任せすればよろしいのかなということですね。

会長　　事務局でまとめていただいて、出す前の段階に、各委員さんのところにそれを送っていただいて、もしご意見があれば速やかに事務局のほうへ出していただいて、その状況でもし、急遽また動き方を変えるのであれば事務局で対応していただいて。

事務局　　そうですね。

会長　　特にご意見なければ、それを確認していただいて、副会長とご一緒に答申をお出しするという形でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

会長　　じゃあ、そういう形で進めたいと思います。

あと、事務局のほうから何か。

事務局　　先ほど、私のほうで言いました、平成14年からの審議会の開催状況なんですけれども。事務局で追加で用意させていただいておりますので、かなりの回数やっているのですけれども、それを一応、見ていただいて、そういったものをつけさせていただこうかと思っております。

平成14年から再開して、いろいろな地域の要望なども出てきたんですけれども、こんなに長くやって、今回の部分答申に結びついたという

ことで、ほんとうに、非常にご足労いただいたと。これをつけさせていただきたい。皆さんの名簿と、これはつけさせていただいて、慎重審議、いろいろやりましたというところがわかるかと思います。

会長、もう一点よろしいですか。

会長

はい、どうぞ。

事務局

先ほどの、次のステップ、町名地番整理をなるべく早くというところを答申の中に入れるというのは、こちらのほうで、ちょっとどこに入れてどういう表現をするかというのは考えさせていただいて、皆様にお送りするというところでよろしいですか。

会長

いかがですか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会長

そうすると、大体、今日、この答申についての皆さんのご意見と流れについては、確認できたと思いますけれど。そうすると、よろしいでしょうか。それでは、そういう流れで進めさせていただきます。何かご質問がありましたら、その都度、事務局のほうに出していただければと思います。

じゃあ、本日の審議はこの程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長

既存区域の町名地番整理については継続審議といたします。次回の開催予定は、特には。

事務局

次回、どうするかということなんですけれども。1つ、ここで部分答申ということで、今回のエリアについて、一定の、一区切りの整理はしたということで。あと、残るところは、今回、残っちゃった二丁目、三丁目と、東寺方の部分と、あと、既存地区の乞田・貝取ですね。これのとりかかり方について、まだ上層部とも協議する必要もあるだろうしということもありますので、予算上は、あと1回入れておりますので、年明けになってしまうかもしれませんが、その辺を整理しながら次の審議会の開催とさせていただければと思っております。今後の審議会の進め方を、市内部で協議させていただいてということになりますので、

今日の段階で次回の日程は言えませんけれども、そういうことでよろしくをお願いいたします。

会長

では、それはその都度、ご連絡をいただくということで。

以上で、平成21年度第2回多摩市町界町名地番整理審議会を終了いたします。皆様、ご苦労さまでした。

—— 閉 会 ——